

# 仕様書

業務名称：沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等中継局個別施設計画更新業務

対象施設：「別添①：対象施設一覧」のとおり

業務実施期間：契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

業務目的：本業務は、中長期的な視点に立った施設の計画的な修繕・更新等による県有財産の効率的な管理を図るため令和2年度に策定した沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局個別施設計画及び先島・大東地区テレビ放送中継局個別施設計画の更新を行う。

更新にあたり、局舎・鉄塔の劣化度調査を行い、劣化状況や人件費・資材費の高騰を踏まえ、計画の見直しを行う。

## 1. 業務の内容

### (1)劣化度調査

各施設の適切な維持管理及び改修を行い、施設の長寿命化を図る個別施設計画の策定のため、劣化状況調査を実施する。

調査は、目視・触診等（簡易調査）と修繕履歴の確認を行い、状況によっては器具等を用いた調査（精密調査）を行う（表1参照）。

なお劣化状況の報告については、「別添②：報告書案」に基づき、劣化状況の総括を記載すること、施設毎の劣化の程度について3段階（A～C）評価を行うこと、施設毎の劣化状況の概要について記載すること。

また準備する器具等については下記に示すとおりとする。

#### ア. 安全具

ヘルメット、墜落防止用器具

#### イ. 調査器具

双眼鏡、懐中電灯、打診棒、クラックスケール、巻尺、テストハンマ、膜厚計など

#### ウ. その他

名札、腕章などを着用し、施設利用者に対し、当該調査者であることをわかるようにする

※墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）を遵守すること。

表1 調査項目・調査方法

		調査項目	簡易調査	精密調査
局舎	建築	屋上	目視・触診により確認	目視等により確認する
		外壁・内壁	目視・触診により確認	目視等により確認する
		建具	目視・触診により確認	目視等により確認する
		その他金属金具	目視・触診により確認	目視等により確認する
		基礎・土間コンクリート	目視・触診により確認	目視等により確認する
	電気設備	受配電設備	目視により確認	目視等により確認する
		照明設備	目視により確認	目視等により確認する
		自家発電設備	目視により確認	目視等により確認する
		蓄電池設備	目視により確認	目視等により確認する
		自動火災報知設備	目視により確認	目視等により確認する
	機械設備	空調設備	目視により確認	目視等により確認する
		換気設備	目視により確認	目視等により確認する
		消火設備	目視により確認	目視等により確認する
	鉄塔	塗装面の劣化	目視・触診により確認	膜厚測定機器等により、塗膜の劣化度を判定する
		亜鉛めっきの劣化	目視・触診により確認	膜厚測定機器等により、塗膜の劣化度を判定する
ボルトナット緩み・脱落		目視・触診により確認	テストハンマ等による打診により緩み及び脱落の確認を行う	
錆		目視・触診により確認	テストハンマ等による打診により確認を行う	
配線・配管		目視・触診により確認	目視および簡便な点検用機器類等により確認する	
避雷針		目視・触診により確認	目視および簡便な点検用機器類等により確認する	
支持柱の異常		目視・触診により確認	目視および簡便な点検用機器類等により確認する	
基礎・土間コンクリートの劣化		目視・触診により確認	テストハンマ等による打診により確認を行う	

(2) 中長期計画の更新

劣化度調査を基に、対策内容・時期及び概算費用について、施設間の優先順位、財政負担の平準化を考慮の上、中期資金計画表及び中期保全計画を更新する。また、長期保全計画を策定する。中期計画の計画期間は令和3年から令和12年までの現計画の更新とし、長期計画の計画期間は、令和6年から令和36年の30年間とする。

様式については「別添②：報告書案」の「様式1/中期資金計画総括表」、「様式2/中期資金計画表」、「様式3/中期保全計画」、「様式4/中期保全計画（施設個表）」、「様式5/長期保全計画」とする。

### (3) 改修履歴の様式の作成

今後実施する改修工事等の履歴を残すため、改修履歴の様式を作成する。当該様式には、「対象施設」「実施完了年月」、「発注件名」、「発注者」、「改修内容」、「改修工法」、「金額」、「項目別金額」「受注者」などの必要な項目について盛り込むものとし、内容については調査職員と協議の上決定する。

## 6. 業務の実施

### (1) 一般事項

- ア. 業務の実施に必要な資料等は貸与する。受託者は業務完了後までに速やかに返却すること。
- イ. その他業務の実施にあたり、発注者から必要な資料の提出を求められた場合は、速やかに対応すること。
- ウ. 業務の全部の再委託は認めない。

### (2) 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書（「沖縄県土木建築部建設コンサルタント業務関係様式集（以下同じ）」第5号様式）及び管理技術者等通知書（第6号様式）を作成し、調査職員に提出する。

- ア. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去5年以内の同種又は類似業務の実績（第6号様式「別紙1」）
- イ. 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数（第6号様式「別紙2」）
- ウ. 業務工程表（第4号様式）

### (3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- ア. 業務着手時
- イ. 中間報告（数施設分の様式を作成した段階で内容確認を行う）
- ウ. 業務完了時
- エ. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

### (4) 一括再委託の禁止等

- ア. 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。  
また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。  
ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
  - ① 契約金額の50%を超える業務
  - ② 劣化度調査業務における劣化度判定・指導監督・確認検査及び個別施設計画更新業務などの統括的かつ根本的な業務
- イ. 本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

ウ. 本委託契約の履行に当たり、受注者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① 劣化度調査業務における調査補助（写真撮影や調査器具の使用等）
- ② 個別施設計画の作成補助（受注者の指示による修正作業等）

## 7. 配置予定技術者の資格要件

(1)管理技術者は、下記のいずれかの要件を満たし、かつ本業務の受注者と3か月以上の直接的な雇用関係にあるものを配置すること。なお、「3か月以上の直接的な雇用関係」とは、本業務の入札時において、3か月以上の雇用関係があることをいう。

- ア. 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士
- イ. 技術士（建設部門又は総合技術管理部門（鋼構造及びコンクリート））
- ウ. RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）
- エ. 過去10年間に鋼構造物又は鉄筋コンクリート造の建物の劣化度調査又は長寿命化計画策定の業務において管理技術者として従事した実績

(2)担当技術者を配置する場合は、本業務の入札時に、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあるものとする。

## 8. 成果品

本業務は、紙媒体と電子媒体の成果物をそれぞれ一式ずつ調査職員へ提出すること。電子媒体には、紙媒体と同じ電子データを保存すること。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| ア. 紙成果品             | 1式 |
| イ. 電子媒体（CD-R）       | 1式 |
| ウ. その他（調査職員が指示するもの） | 1式 |

## 9. その他

本工事の実施にあたっては、次に関する事項を遵守すること。

- (1)暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2)暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
- (3)暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。
- (4)労働関係法令、その他業務履行に関連する法令及び条例等を遵守すること。
- (5)劣化度調査にあたっては安全に十分配慮し実施すること。
- (6)劣化度調査の実施する際は、他の機関の所有する施設に入局する場合もあるため、鍵の貸し出し・返却等も受注者にて実施すること。また、実施の1週間前までに、発注者へ作業予定表を提出すること。

別紙① 対象施設一覧

【沖縄県総合行政情報通信ネットワーク中継局】(22～34は劣化度調査不要)

項目	施設の名称	所在地	局舎	延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	整備年度 (経過年数)	鉄塔	高さ (m)	構造	整備年度 (経過年数)
1	防災行政用無線県庁統制局	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	局舎は別課にて管理			2002 (22)	県庁統制局第1鉄塔	16	鋼管柱	1989 (35)
			衛星用シェルター				7.24	軽量鉄骨造(地上1階)	衛星用の鉄塔なし	
2	防災行政用無線北部合庁局	沖縄県名護市大南1-13-11	局舎は別課にて管理				北部合庁局鉄塔	12	鉄骨造	1994 (30)
3	防災行政用無線中部合庁局	沖縄県沖縄市三原1-6-34	局舎は別課にて管理				中部合庁局鉄塔	20	鉄骨造	2009 (15)
4	防災行政用無線北部合庁局	沖縄県那覇市旭町116-37	局舎は別課にて管理				南部合庁局鉄塔	10	鉄骨造	2009 (15)
5	防災行政用無線宮古合庁局	沖縄県宮古島市平良西里1125	局舎は別課にて管理				宮古合庁局鉄塔	14	鉄骨造	1997 (27)
6	防災行政用無線八重山合庁局	沖縄県石垣市字真栄里438-1	局舎は別課にて管理				八重山合庁局鉄塔	14	鉄骨造	1997 (27)
7	防災行政用無線本部中継局	沖縄県国頭郡本部町字辺名地1393	本部中継局舎(機械室)	9.16	鉄骨造(地上1階)	2000 (24)	本部中継局鉄塔	35	鉄骨造	1976 (48)
			本部中継局舎(電力室)	7.92	鉄骨造(地上1階)	2000 (24)				
			本部中継局舎(シェルター)	18.76	軽量鉄骨造(地上1階)	2016 (8)				
8	防災行政用無線多野中継局	沖縄県名護市字仲尾次そま山1577	多野中継局舎	98	鉄筋コンクリート造(地上2階)	1980 (44)	多野中継局鉄塔	5	鉄骨造	2000 (24)
9	防災行政用無線宮城中継局	沖縄県うるま市与那城上原高嶺1770	宮城中継局舎	64.96	鉄筋コンクリート造(地上2階)	2000 (24)	宮城中継局鉄塔	16.2	鉄骨造	2000 (24)
10	防災行政用無線前田中継局	沖縄県浦添市字前田真和志堂原1223-3	前田中継局局舎	98	鉄筋コンクリート造(地上2階)	1980 (44)	前田中継局第1鉄塔	35	鉄骨造	1980 (44)
							前田中継局第3鉄塔	35	鉄骨造	1996 (28)
11	防災行政用無線与座中継局	沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛八重瀬獄原2530-3	与座中継局舎	115.53	鉄骨・鉄筋コンクリート造(地上2階)	2000 (24)	与座中継局鉄塔	32.5	鉄骨造	2000 (24)
12	防災行政用無線渡嘉敷中継局	沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷阿良利原2703	渡嘉敷中継局舎	115.52	鉄骨・鉄筋コンクリート造(地上2階)	2000 (24)	渡嘉敷中継局鉄塔	30.5	鉄骨造	2000 (24)
13	防災行政用無線久米中継局	沖縄県島尻郡久米島町字比屋定東原2238-35	久米中継局舎	98	鉄筋コンクリート造(地上2階)	1981 (43)	久米中継局鉄塔	30.5	鉄骨造	2000 (24)
14	防災行政用無線渡名喜中継局	沖縄県島尻郡渡名喜村西兼久581-5	渡名喜中継局舎	2.38	軽量鉄骨造(地上1階)	2017 (7)	渡名喜中継局鉄塔	13	鉄骨造	2017 (7)
15	防災行政用無線伊良部中継局	沖縄県宮古島市伊良部字池間添赤打922-1	伊良部中継局舎	106.58	鉄筋コンクリート造(地上2階)	2000 (24)	伊良部中継局鉄塔	69.5	鉄骨造	2000 (24)
16	防災行政用無線多良間中継局	沖縄県宮古郡多良間村字仲筋680	多良間中継局舎	106.58	鉄筋コンクリート造(地上2階)	2001 (23)	多良間中継局鉄塔	66	鉄骨造	2001 (23)
17	防災行政用無線石垣中継局	沖縄県石垣市字平得大俣1273-1	石垣中継局局舎	98	鉄筋コンクリート造(地上2階)	1981 (43)	石垣中継局第1鉄塔	42.5	鉄骨造	1981 (43)
							石垣中継局第2鉄塔	8	鉄骨造	1981 (43)
18	防災行政用無線東村中継局	国頭郡東村字平推原971-20	東中継局	2.38	軽量鉄骨造(地上1階)	2016 (8)	鉄塔は別事業者にて管理			
19	防災行政用無線座間味中継局	沖縄県島尻郡座間味村字座間味730	座間味中継局舎	2.38	軽量鉄骨造(地上1階)	2016 (8)	鉄塔は別事業者にて管理			
20	防災行政用無線南大東中継局	沖縄県島尻郡南大東字新東86-6	南大東中継局舎	2.38	軽量鉄骨造(地上1階)	2016 (8)	鉄塔なし			
21	防災行政用無線北大東中継局	沖縄県島尻郡北大東村字南213-1	北大東中継局舎	2.38	軽量鉄骨造(地上1階)	2016 (8)	鉄塔なし			
22	防災行政用無線乙羽中継局	沖縄県国頭郡今帰仁村謝名乙羽原1332	局舎・鉄塔は別事業者にて管理							

23	防災行政用無線第二本部中継局	沖縄県国頭郡本部町字辺名地北原320-2					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			
24	防災行政用無線勝連中継局	沖縄県うるま市勝連平安名仲伊地1969-3					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			
25	防災行政用無線倉敷中継局	沖縄県うるま市石川字蘇南879-1					局舎は別で管理、鉄塔はなし			
26	防災行政用無線北中城中継局	沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場1214					局舎は別事業者にて管理、鉄塔はなし			
27	防災行政用無線西原中継局	沖縄県中頭郡南風原町新川677					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			
28	防災行政用無線南部医療中継局	沖縄県島尻郡南風原字新川118-1					局舎は別で管理、鉄塔はなし			
29	防災行政用無線糸満中継局	沖縄県糸満市西崎1-4-11					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			
30	防災行政用無線第二渡嘉敷中継局	沖縄県島尻郡渡嘉敷村渡嘉敷5					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			
31	防災行政用無線第二久米中継局	沖縄県島尻郡久米島町字江城1902					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			
32	防災行政用無線栗国中継局	沖縄県島尻郡栗国村字西					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			
33	防災行政用無線西表中継局	沖縄県八重山郡竹富町大字上原字船浦8701-1					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			
34	防災行政用無線与那国中継局	沖縄県八重山郡与那国町与那国2114					局舎・鉄塔は別事業者にて管理			

【先島・大東地区テレビ放送中継局】

項目	施設の名称	所在地	局舎	延床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	整備年度 (経過年数)	鉄塔	鉄塔高 (m)	構造	整備年度 (経過年数)
1	米須陸揚室	沖縄県糸満市字米須嵩下原1430-9	米須陸揚室局舎	40.95	鉄筋コンクリート造（地上1階）	2010（14）			鉄塔なし	
2	平良テレビ放送中継局	沖縄県宮古島市平良字西仲宗根東上原565-1	平良テレビ放送中継局局舎	170.33	鉄筋コンクリート造（地上2階）	1993（31）	平良テレビ放送中継局鉄塔	60	鉄骨造	1993（31）
3	多良間テレビ放送中継局	沖縄県宮古郡多良間村字仲筋557	多良間テレビ放送中継局局舎	49	鉄筋コンクリート造（地上1階）	1993（31）	多良間テレビ放送中継局鉄塔	49.5	鉄骨造	1993（31）
4	石垣テレビ放送中継局	沖縄県石垣市字大川大川山1540-20	石垣テレビ放送中継局局舎	118.5	鉄筋コンクリート造（地上2階）	1993（31）	石垣テレビ放送中継局鉄塔	29.5	鉄骨造	1993（31）
5	川平テレビ放送中継局	沖縄県石垣市字川平前嵩1291-18	川平テレビ放送中継局局舎	72.25	鉄筋コンクリート造（地上1階）	1993（31）	川平テレビ放送中継局鉄塔	26	鉄骨造	1993（31）
6	祖納テレビ放送中継局	沖縄県八重山郡竹富町字西表西表国有林138-は	祖納テレビ放送中継局局舎	79.7	鉄筋コンクリート造（地上1階）	1993（31）	祖納テレビ放送中継局鉄塔	22.5	鉄骨造	1993（31）
7	与那国テレビ放送中継局	沖縄県八重山郡与那国町字与那国満田原3984-1	与那国テレビ放送中継局局舎	49	鉄筋コンクリート造（地上1階）	1993（31）	与那国テレビ放送中継局鉄塔	16	鉄骨造	1993（31）
8	南大東テレビ放送中継局	沖縄県島尻郡南大東村字池之沢498-1	南大東テレビ放送中継局局舎	87.43	鉄骨・鉄筋コンクリート造（地上1階）	1997（27）	南大東テレビ放送中継局鉄塔	35	鉄骨造	1997（27）
9	北大東テレビ放送中継局	沖縄県島尻郡北大東村字中野117-4	北大東テレビ放送中継局局舎	67.11	鉄骨・鉄筋コンクリート造（地上1階）	1997（27）	北大東テレビ放送中継局鉄塔	4.5	鉄骨造	1997（27）

様式 1

中期資金計画総括表

施設名	
-----	--

財源内訳

単位：千円

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	計
	実績額	実績額	実績額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	
国庫											
県債											
特定財源											
一般財源											
国庫											
県債											
特定財源											
一般財源											
合計											
国庫											
県債											
特定財源											
一般財源											

○ 計画に位置づけられるすべての施設の資金計画について合計金額を記載する。

個別施設計画確認リスト

項目番号	項目	確認欄	該当箇所等
1	対象施設		
2	計画期間		
3	対策の優先順位の考え方		
4	個別施設の状態等		
5	対策内容と実施時期		
6	対策費用		

様式 2

中期資金計画表

施設名	
-----	--

施設の中期利活用方針

--

施設の対策別資金計画

単位：千円

対策内容	対象中継局	財源内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
			実績額	実績額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	
予防保全・改修	様式3参照	合計											
		国庫											
		県債											
		特定財源 一般財源											
更新	様式3参照	合計											
		国庫											
		県債											
		特定財源 一般財源											
設計・監理	様式3参照	合計											
		国庫											
		県債											
		特定財源 一般財源											
調査	様式3参照	合計											
		国庫											
		県債											
		特定財源 一般財源											
修繕	様式3参照	合計											
		国庫											
		県債											
		特定財源 一般財源											
合計													
国庫													
県債													
特定財源													
一般財源													

- 資料1は、施設単位で作成する。
- 予防保全は資料2で記載した金額とし、修繕(事後保全)については、修繕箇所が発生した場合に対応する費用を記載する。
- 指定管理者、その他のPPP/PFI事業が実施する対策内容において、県の支出が伴わないものは記載不要。







